

年 金 を 考 え る

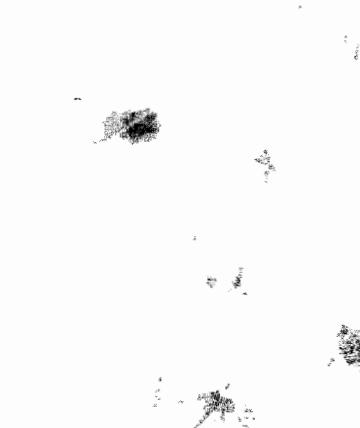
持続可能な 社会保障制度改革

貝塚啓明

財務省財務総合政策研究所

編著

今後、少子高齢化が本格化するに伴い、受益と負担はどうなっていくのか。
どのようにすれば持続可能で効率的な社会保障制度となるか。
そのためには負担（保険料負担、税負担、利用者負担）と給付をどのように見直すべきかという問題のほか、国の財政との関係では真に公的保障に委ねざるを得ない範囲はどこまでかといった点も重要な検討課題となっている。



中央経済社

社会保障のあり方と財源 —年金民営化の意義¹—

社会保障は、年金、医療、介護保険の社会保険と生活保護、障害者支援などの福祉施策からなるが、給付額でみてわが国ではそのほとんどは、保険料を払うことを前提とした社会保険となっている（2004年予算で、社会保障総給付額86兆円のうち、社会保険給付費は77兆円、全体の90%にあたる）。

社会保険の問題の1つは、年金、医療、介護保険いずれにせよ、その財政は賦課方式となっていることである。その結果、保険料を払う現役労働者からすれば、負担と給付に対応関係がなく、保険料は賃金への課税となっている。これは、労働、貯蓄や負担回避など人々の行動に影響を及ぼしているだけでなく、競争にさらされている企業にとっても、足かせとなる。とくに、経済統合が進み、資本の流出に悩まされる諸国では、社会保険の負担が大きな政策課題となっている。

したがって、社会保障改革のもっとも重要な課題の1つは、賃金税となっている賦課方式の社会保険料をどのようにして減らすことができるかである。本章では、年金の民営化を通じてこの問題を考える。公的年金の過去債務は、賦課方式のもとでは、後代世代の保険料（賃金税）として先送りされる。それに対して、民営化によって積立方式に移行すれば、過去債務の清算が年金のなかで閉ざされた問題ではなく、独立した問題となる。

本章では、民営化による後代世代の利得は、清算すべき年金過去債務額と

同一であるという会計上の利得と負債の等価関係を示す。しかし、負債は全額賃金税で払う必要性ではなく、賃金税を下げ、その他の方法や財源で返済することも可能である。それによって、賦課方式年金が経済に及ぼす負の効果を縮小できる。この観点から、アメリカ、ドイツ、フランスおよびスウェーデンにおける公的年金過去債務の返済に関する議論や改革を検討する。

以上の経験を踏まえて、わが国の2004年の年金改革の実態と評価を行う。この改革は、賦課方式に基づくこれまでの制度の見直しを一切行わず、保険料率の上限を設定したうえに、保険料率の引上げと給付カットによって財政収支を合わせようとしたものである。その結果、後代世代の一層の負担過多が生じることになる。また、年金保険料率の引上げにより、わが国の大社会保障料総額は、近い将来30%を超えることになる。これはまさに、過去債務をすべて後代世代の賃金税にしわ寄せした結果である。その改革のためには、高齢者の負担を含む過去債務の返済計画を立てると同時に、年金の一部民営化を行い、後代世代の年金給付額の引上げを図らなければならない。

■はじめに

社会保障は、年金、医療、介護保険などからなる社会保険と生活保護、障害者支援などからなる福祉施策からなっている。2004年度（予算ベース）の社会保障給付費総額は86兆円であったが、そのなかで年金給付額は46兆円、医療給付額は26兆円、介護保険給付額は5兆円であるから、社会保険部分で77兆円に達している。これは、社会保障給付費総額のほぼ90%である。このようにわが国の大社会保障の大部分は、社会保険によって運営されている。

実際、年金、医療や介護を社会保険とするという考え方は、社会保障制度審議会や厚生省ではきわめて強い。それを示すもっとも典型的な例は、国民年金

であり、自営業者が高齢者となったときの基礎的所得の保障であっても、25年間の保険料の納付が必要とされている。この25年の要件を満たすには、保険料免除や減免の申請など煩雑な手続きが必要とされる一方、強制的な保険加入を前提としながら保険料の厳格な徴収が行われていない結果、運営には大きな混乱が生じている。また、このままでは将来膨大な無年金者が出現することも予想されている。

こうして運営されてきた社会保険は、年金、医療、介護保険いずれも、賦課方式となっている。すなわち、被保険者生涯にわたる給付と負担をマッチさせるのではなく、その時々の給付との対応で保険料が徴収されている。大きな公費負担がなされていることもわが国の社会保険の特徴であるが、それでも、高齢化のなかで社会保険料負担は多くの人々にとって所得税と住民税を合わせたものより重くなっている（田近、2004）。また、1970年代に給付が大幅に引き上げられたが、その後の高齢化のなかで、給付を支える現役労働者の数が相対的に減少するなかで社会保険料は増加し続けている。

社会保険料を払う現役労働者からすれば、負担と自分が受ける給付に対応関係がないので、社会保険料は賃金への課税と感じられる。これは、人々の労働や貯蓄行動に影響を及ぼす等、負担を逃れるためのさまざまな行動を誘発する。また、企業側からしても社会保険料の賃金への転嫁が問題となり、厳しい競争にさらされている企業からすれば社会保険料負担は、企業活動の足かせとなる。こうしたことから、経済統合を進め、国を越えて資本が自由に移動するヨーロッパ諸国では、社会保障にともなう労働コストの削減が社会保障改革の最大の問題となっている。とくに、ドイツやフランスなど資本の流出に悩まされる国では、社会保険の負担が大きな政策課題となっている。

このように、社会保障改革のもっとも重要な課題の1つは、賦課方式にもとづく社会保険による賃金税をどのようにして減らすことができるかである。これまでの制度を変革しないまま、給付カットと負担の引上げを繰り返すのではなく、賃金税に代わるその他の税財源や公的保険から私的保険への移行について正面から議論し、より抜本的な改革の可能性を検討するべきである。

本章の目的は、こうした視点に立って年金を取り上げ、賦課方式年金の保険料負担の軽減の方法を考えることである。以下、第1節では、公的年金がかかっている過去債務（現時点で積立金を超える年金の支払い予定額）の清算の観点から年金改革のあり方を示す。ここで、年金民営化の役割を明らかにする。第2節では、社会保険負担と年金改革に関してアメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンなど諸外国でなされている議論を第1節の理論的検討を踏まえて整理する。第3節では、わが国の公的年金の特徴を示し、もっとも最近になされた2004年改革の実態を指摘する。第4節は結論であり、わが国の年金改革として民営化の導入を主張する。

1 ■公的年金の過去債務の清算—民営化の役割—

(1) 賦課方式から積立方式への移行

すでに年金の給付を完了した、あるいは現在年金を受給している世代の負担を後代世代のつけとして先送りしているのが、賦課方式年金である。わが国では、問題はさらに深刻である。それは、これまで払い込んだ保険料と比べて給付水準が過大であったうえに、これから人口が減少する一方、賃金上昇率にも大きな改善を見込むことはできず、将来世代の負担は増加を続けるからである。そこで、公的年金のかかっている過去債務をどのようにして返済するかが問題となる。ここでは、賦課方式下の債務を積立方式に移行する中でどのように清算するかを通じて、債務返済の1つのあり方を考え、それをその他の方法の比較の軸として、公的年金改革のあり方を統一的にとらえる。ここで、積立方式とは、個々人について、生涯にわたって払い込んだ保険料に見合った給付を保険数理的にみてフェアに行う年金運営の仕方であるが、その仕組みは個人年金と同様である。したがって、将来世代に強制的な負担を求める賦課方式年金と違って、積立方式年金はその運営に政府が関わる必要はなく、民間会社に任せればよい。この意味で、年金の積立方式化への移行をここでは、年金への政府の関与を取り除くという意味を込めて、年金民営化と呼ぶことにする。

賦課方式は、年金債務を将来世代が肩代わりする仕組みであるが、それを会計上の恒等式で示せば、以下の通りである。

$$\text{年金過去債務の現在価値} = \text{将来世代の賃金への課税額の現在価値}$$

過去債務を将来世代の賃金への課税によって賄う賦課方式には、さまざまな問題がある。第1に、年金の収益率が世代によって大きく異なることである。このことを説明するために、年金の所得代替率、すなわち、年金給付額の現役労働者の平均賃金に対する割合が一定割合であるとする。ここで、賃金をw、年金代替率をaとすれば、毎年の保険料率は、

$$\begin{aligned}\text{保険料率} &= \frac{(a \cdot w) \text{ 年金受給者数}}{(w \cdot \text{被保険者数})} \\ &= \frac{a \cdot \text{年金受給者数}}{\text{被保険者数}}\end{aligned}$$

となる。したがって、同一の所得代替率でも、保険料率は人口高齢化によって、被保険者と比べて年金受給者が増えるに従って増加する。賃金がこうした人口高齢化を超えて上昇しない限り、将来世代の年金収益率は低下する。

第2に賦課方式では、保険料は現役世代から高齢者への所得移転なので、高齢者の消費性向が現役世代より大きい限り、貯蓄へはマイナスの影響を及ぼす。最近のわが国の家計貯蓄動向などからそうした影響が指摘され始めている。第3に退職時点や労働供給などへの影響もあるが、わが国ではそれ以上に、保険料支払い回避が問題となっている。上で指摘したように高齢化によって増加する負担は、給付の増加どころかカットさえ意味するものなので、人々が年金保険料を払う意欲は大きく減退している。世代間の支え合いというこれまで厚生労働省が言い続けてきた年金の理念は、先送りされたつけの支払いが目前に迫るなかで通用しなくなった。

これに対して、積立方式とは各個人にとって保険数理的にフェアな給付と負担からなる年金である。すなわち、各個人について生涯にわたる

保険料の積立現在価値 = 給付の期待現在価値

となる保険である。

この場合、給付は積立額に見合ったものであり、平均的な寿命の個人であればその利回りは長期利子率に近いものとなる。もちろん、早死にすれば利回りは小さくなり、長生きすれば利回りは増加するが、それが保険であり、それによって人々は「長生きのリスク」に対処することができる。

このように考えると、同一の年金給付額をもらううえで、賦課方式は人口高齢化と低い賃金上昇率のなかでマイナスにもなる収益率で保険料を払うのに対して、積立方式年金は市場金利で運用される資産である。多くの年金民営化論者は、この収益率の格差を指摘している。フェルドシュタイン（2004）は、1960年～97年のアメリカの賃金上昇率は2.6%であり、その間の資本収益率は9.3%であると指摘したうえで、個人年金勘定（公的年金の一部民営化）によって、すべての人は利益を得るだろうと主張している。しかし、民営化（積立方式への移行）に当たっては、その時点で確定している給付の現在価値と積立金の差額である年金の過去債務の清算が必要となる。

以下では、人生が若年期と老年期の2期間からなる簡単なモデルを使って、この清算がどのようにして行われるかについて述べる。説明に先立って結論を言えば、過去債務を払って明日からでも民営化することは可能であるが、その場合、民営化による利得の現在価値は年金の過去債務額と同額となる。したがって、会計的にみて魔法はないが、民営化により同額の給付を実現しても、保険料は大きく減る。それが、社会保障負担の改革のうえで年金民営化の果たす最大の役割である。また、民営化にともない年金債務額が公開されるので、社会保障の負担と給付の関係が明らかとなり、世代間の負担調整の論点が明確となる。

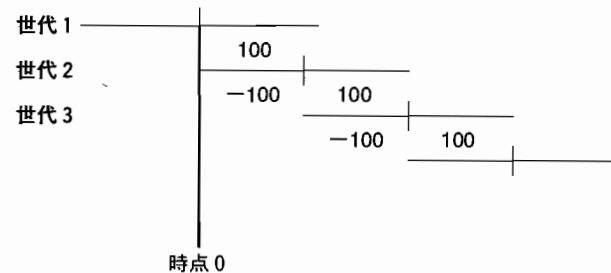
(2) 年金民営化による利得—2期モデルによる検討—

民営化による会計的利得を例示によって示す。仮定は次のようにある。モ

ルは、保険料を払う若年期と年金が支給される老年期の2期からなる人生を考え、人々はこの2期間生存し、人口は増加せず、各世代等しい数であるとする。現在を時点ゼロとして、年金は現時点まで賦課方式で運営されてきており、若年期に100の保険料、高齢期に100の給付を受け取るようになっているとする。世代1は、賦課方式の最後の世代であり、時点ゼロで老年期を迎える、100の年金の受給権が発生している。世代2からの民営化を検討する。

図表5・1は以上の関係を示したものである。もし、賦課方式が続けば、世代2は若年期に100の保険料を払う。図ではこれを、「-100」と記してある。そして、老年期に100の給付を受ける。人口は一定なので、世代3以降も若年期に100の保険料、老年期に100の給付が続く。したがって、賦課方式年金の収益率はゼロである。これに対して、世代2から老年期の100の年金給付を保障する民営化年金に移行するとする。積立金の利子率（利回り）をrとし、民営化による将来世代の利得を考える。

■図表5・1 2期モデルにおける年金の民営化



まず、民営化への移行時点で発生している年金過去債務額は、世代1の受給額である、100である。それに対して、世代2の積立方式への移行による利得の（若年期における）現在価値額は、 $(100 - \frac{100}{1+r})$ となる。これは、老年期に100の年金を受け取るために若年期の保険料負担額は、 $\frac{100}{1+r}$ であるので、賦課方式のもとで払っていた保険料、100との差額が移行にともなう利得となるからである。世代3以降の将来世代も同様であり、それぞれの若年期において、

賦課方式から民営化保険に入ることにより、 $(100 - \frac{100}{1+r})$ の利得を得る。

世代 2 から将来にわたる各世代の利得の時点ゼロにおける現在価値を求める
と、

$$\begin{aligned} & (100 - \frac{100}{1+r}) + \frac{1}{1+r} (100 - \frac{100}{1+r}) + \frac{1}{(1+r)^2} (100 - \frac{100}{1+r}) + \\ & = 100 + 100 (\frac{1}{1+r} + (\frac{1}{1+r})^2 + \dots) - 100 (\frac{1}{1+r} + (\frac{1}{1+r})^2 + \dots) \\ & = 100 \end{aligned}$$

となる。ここで、世代 3 の民営化による利得を $1 + r$ で割り引いているのは、
世代 3 の利得を時点ゼロで評価しているためである。世代 4 以降も同様に、利
得を時点ゼロで評価するために割り引いてある。

以上、2期モデルで年金民営化による過去債務と利得の関係を検討したが、
得られた結果は、次の通りである。

年金過去債務額=将来世代(世代2以降)の民営化による利得の現在価値合計

このように、賦課方式年金の過去債務は、民営化による将来世代の利得の現在
価値と等しくなる。したがって、収益率 r の民営化年金によって、収益率ゼロ
の賦課方式年金を代替することによって、会計的な純利益は生じない。その意
味で、すでに述べたように、民営化による魔法は生じない。

しかし、賦課方式と民営化年金とは大きく異なっている。すなわち、賦課方
式年金が、年金債務を顕在化させずに、将来世代の賃金税による仮払いを永久
に繰り返すのに対して、民営化年金は、賦課方式下の過去債務をいったん顕在
化させた後、その穴埋めを独立した問題として提起する。上の例でいえば、賦
課方式年金では、100の過去債務は永遠に消えることなく、将来の各世代の若
年期の賃金税で払わせ続けるのに対して、民営化年金では、100の債務は切り
離され、その調達は年金とは別個の問題として扱われる。

ミルトン・フリードマン（2004）は、『年金改革の真実』というエッセーで、

民営化のこうしたメカニズムを指摘したうえ、「年金過去債務は、税、国債、
貨幣発行、歳出カットなりなんらかの方法で支払われなくてはならないが、賃
金税で払わなければならないという理由はない」と述べている。そして、「賃
金税は生産性にマイナスの効果を持つ悪い税であり、ずっと昔に廃止されるべ
きものであった。年金民営化は賃金税を見直すよい機会だ」と主張している。

社会保障負担の観点から賦課方式年金と民営化年金を比較するとき、両者の
間のもっとも重要な相違は、年金過去債務の返済を将来世代の賃金税にしばっ
てしまふのか、過去債務が生じたそれまでの経緯を総ざらいしながら、高齢者、
若年者、これから生まれてくる世代全体を考えつつ適切な調達方法を考える
かである。さらに、言い換えれば、民営化年金のもとに、賦課方式を再現する
ことができる。これは、民営化後に賃金税を課すことによって年金過去債務を
返済することである。上の例で言えば、利回り r の資産の収益をゼロとするよ
うに賃金に税をかけることである。年金過去債務の返済には、幅広い世代によ
る負担の分担、消費税をはじめとしたさまざまな税などいろいろな方法がある
なかで、将来世代の声が聞こえないことを理由に賃金税にこだわり続けている
のが、賦課方式年金なのである。

このように年金民営化によって会計上の純利得は生じないが、年金過去債務
の返済を賃金税と切り離すことによって、人々の厚生にはネットでプラスの効
果が生じる可能性は十分ある²。また、実際の改革では、賃金税部分を残して、
賦課方式年金の一部を民営化保険とすることも考えられる。しかし、民営化年
金自身は個人にとって（保険数理的にはとくに）損得が生じるものではないの
で、この部分まで年金受給額を上積みするために国が個人に強制するべきかど
うかは、政治的な選択であると思われる。

2 ■年金過去債務返済をめぐる各国の議論

(1) アメリカでの議論

公的年金の改革とは、前節の議論から明らかのように、賦課方式年金による

年金過去債務をどのようにして返済するかである。賦課方式を続け、年金過去債務を将来世代の賃金への課税によって返済する仕組みから、どのようにしてより多様な財源を動員して、経済への負の影響を最小化し、負担の公平を達成するかが改革の課題である。本節では以下、年金過去債務の返済に関するアメリカにおける議論を検討する。続いて、ドイツ、フランス、スウェーデンなどヨーロッパ諸国における取組みを見る。これらの国の経験を踏まえて、次節ではわが国の年金改革の道筋を考える。

年金改革をめぐるアメリカでの議論の特徴は、意見の幅がきわめて広いことである。給付や負担の見直しによって賦課方式年金を維持する主張から、断固として民営化を主張するもの、そして両者の中間として賦課方式年金の手直しをしつつ、一部を民営化し、個人年金勘定に付け替えることを主張するものなどがある。こうした意見の幅は、社会保障のために課される賃金税が12.4%と比較的低く（このうち10%程度が老齢年金保険料に対応すると言われている）、また今後も18%程度で年金財政の破綻を回避できるという推計もあり、それらが公的年金の抜本的改革に消極的な意見の根拠となっているものと思われる。以下では、現状手直し、抜本的民営化、部分的民営化の順に年金改革の議論を見ていくことにする。

現状手直し派の代表的論陣は、アメリカを代表する経済学者の1人であるピーター・ダイアモンド（MIT教授）を筆頭として、ブルッキングス研究所のヘンリー・アーロンやピーター・オルスザックらからなっている。ダイアモンドとオルスザック（Diamond and Orszag, 2003）は、年金改革の課題を次のように捉えている。

「政治家はすでに払ってしまった年金給付額を取り戻すことは不可能であるし、また既裁定年金やこれから始まる給付をカットすることは困難である。この2つによって、年金過去債務額（the legacy debt）がおおむね決定される。もし、2004において、55歳以上の人の年金給付額を下げないとすると、年金過去債務額は11兆5,000億ドルとなる。この債務額はすでに決定されているので、問題はそれをさまざまな世代と同世代のなかのさまざまな人からどう調達

するかである。その過程で改革は、中庸路線を貫くべきであり、負債を一世代に支払わせたり、将来世代にだけ支払わせたりするべきではない³。」

このように年金過去債務をさまざまな世代、いろいろな手段によって調達することを、ダイアモンドとオルスザックは、年金改革の「バランスのとれた計画」であると主張している。より具体的には、この計画は高額所得を対象とした平均余命の伸びにともなう負担の増加と給付のカット、連邦および地方公務員の新規被雇用者の社会保険への加入や年金過去債務清算のための特別税などからなっている。その一方で、生涯稼得額の少ない労働者や生活弱者である寡婦などに対して、年金給付額を引き上げる。

こうした改革で、社会保障のための労使合わせた賃金税は12.4%から2055年には14.18%に増加するが、年金基金の積立額は、枯渇することはない（2050年においても毎年の給付額の200%を超える）としている。このように現状見直しを主張する人々は、あの手この手を使えば、年金財政は安泰であり、公的年金を一部であろうと民営化する必要はまったくないと主張する⁴。

これに対して、公的年金の徹底的な民営化を唱えているのが、ローレンス・コトリコフ（Kotlikoff, 1997）やミカエル・ターナー（Turner, 2004）らのエコノミストである。ここではコトリコフの民営化論を見ていくことにする。コトリコフは、高コスト推計によれば、公的年金の賃金税が12.4%から18.4%に跳ね上がることから、財政は危機的だと指摘する。続いて、分配、効率性の面などからも賦課方式に基づくアメリカの公的年金には大きな問題があるとしている。そして、次のような抜本的な民営化を主張する。

まず、社会保障の年金部分が完全に民営化される。すなわち、年金部分に相当する賃金税は、全額個人年金勘定で運用されることになる。移行にともなう過去債務の返済は、付加価値税あるいは連邦小売売上税によって行う。その税率は10%弱のレベルから始まり、40年間のうちに2%へと減少する。またこの税収の一部は、低所得者の年金水準を引き上げるための保険料補助金としても用いる。民営化年金の支給開始年齢は65歳として、インフレでも減価しないようにする。

このようにコトリコフの主張は明解であり、賦課方式年金を民営化するにあたって、年金過去債務の返済に膨大な消費課税が必要なことを正面から明らかにしている。10%の付加価値税は大きな負担であるが、じつは、賦課方式ではこの部分の負担が、見えない形で将来世代の賃金税によっているだけのことである。それをすべての世代の消費への課税に代替することで、労働供給や貯蓄への負の効果が減少し、社会厚生は大きく改善されることがポイントである。しかし、完全民営化の弱点は、負担増は直接感じられる一方、経済厚生の改善が肌身で感じられないことである。

以上、公的年金の現状見直し派、抜本的民営化論を取り上げたが、両者の間の改革として部分的民営化を主張する声も大きい。フェルドシュタイン (Feldstein, 2005) は、賦課方式年金と個人貯蓄勘定（民営化年金）を組み合わせた制度を「混合システム (mixed system)」と呼び、賦課方式保険に拠出する賃金税を引き下げる一方、民営化への移行にもともなう年金過去債務の返済を考えると混合システムが望ましいと主張している。

こうした部分的民営化は、クリントン政権下の社会保障諮問会議 (Advisory Council on Social Security, 1997) でも検討されている。この会議は、「給付維持」、「個人勘定」、「個人貯蓄勘定（部分的民営化）」の3案を提出した。ここで「給付維持」は労働組合の主張を背景として、現状を維持しつつ、年金基金の積立額を国債購入に代えて、市場で運営する案であり、「個人勘定」は、賦課方式年金の上にさらに1.6%の強制賃金税をとって政府の管理する個人勘定を創設する案である。「個人貯蓄勘定（部分的民営化）」は、フェルドシュタインの「混合システム」を具体化したものである。諮問会議は13名のメンバーから構成されていたが、「給付維持」を支持するメンバーが6名、「個人勘定」が2名、「個人貯蓄勘定」が5名という結果であった。

「混合システム」の考え方をより明確にするために、この諮問会議で提案された「個人貯蓄勘定」の仕組みの概略について述べる (Schieber, 1997)。現行の賦課方式年金の賃金税は12.4%であるが、すでに述べたように老齢年金の対応する部分は10%である。このうち、5%を賦課方式年金の給付を賄うために

使う。残りの5%を個人貯蓄勘定に繰り入れる。しかし、この民営化によって年金過去債務の返済の財源が不足する。この案の提案者によれば、そのためには、付加価値税などの消費課税が望ましいと考えられていたが、新税導入にともなう政治的困難などを考慮して、70年間にわたる年金債務返済のための追加的賃金税が提案された。その率は1.5%である。換言すれば、この年金民営化案のもとで、被保険者は1.5%の追加賃金税を払って、賃金の5%に見合った年金積立を行うということになる。年金過去債務は70年にわたって返済されるので、返済過程で最大2.4兆ドルの債務残高が計上されることになる⁵。

こうした部分的年金民営化の考えは、現在のブッシュ政権にも浸透している。大統領直属の委員会が年金改革の報告書をまとめ、3案を提出しているが (President's Commission, 2001)，そのいずれも個人貯蓄勘定の創設を提案している。そして、ブッシュ大統領は2005年念頭の一般教書演説で、個人貯蓄勘定の考えをより具体的に提案している。それによれば、賦課方式年金のもの賃金税の4%まで個人貯蓄勘定に積み立てができる。しかし、民営化の移行コストである過去債務の返済をどうするかについての明確な言及はなされていない (三石, 2005)。

以上アメリカにおける公的年金改革の議論を見てきた。その特徴は、現状維持から抜本的民営化まで意見の幅がきわめて広いことである。それは、すでに指摘したようにアメリカの社会保障負担が他国と比べると低く、老齢年金だけであれば10%の賃金税相当でしかないことによっていると思われる。これにあと数パーセントの増税であれば、給付カットと組み合わせれば何とかなるという考え方と、賦課方式年金の経済に及ぼす負の効果を重視し、10%であっても民営化によってそうした弊害を取り除いていくべきだという考え方が並存していると言ってよいであろう。こうした両論の並存は、発達した企業年金や個人年金を前提としたものであり、もし、公的年金の保険料だけで20%近くにも達するのであれば、アメリカにおける公的年金改革の議論は、まったく異なったものとなっていたと思われる。

(2) ドイツ、フランスとスウェーデンでの議論

アメリカに続いてドイツ、フランスおよびスウェーデンにおける年金改革の議論を検討する。ヨーロッパ諸国の中でドイツとフランスを取り上げた理由としては、本章の筆者の一人がドイツ、フランスで直接社会保障関係のヒアリング調査を行ったこともあるが、この2つの国がわが国と同様に資本の国外流失に直面しているなかで、社会保障改革を行っていることによる（税制調査会、2004）。スウェーデンは、最近その「みなし拠出建て年金（Notional Defined Contribution）」がよく言及され、後述の2004年の日本の年金改革でも参考にされているので、年金過去債務返済の観点からその仕組みについて述べる。すでに公的年金改革のさまざまな考え方については、アメリカの議論を通じて十分類推ができるので、ここではアメリカの議論では触れられていないものにポイントを絞って述べる。

ヨーロッパ諸国とアメリカの社会保障を比べてもっとも著しい相違は、社会保険料率（アメリカでは、保険料を賃金税として徴収している）である。現在、ドイツでは年金保険料率は労使分を合計して、19.5%であり、フランスは16.35%，スウェーデンは18.5%である。アメリカでは社会保障全体で12.4%，老齢年金では10%程度であったことと比べると、ヨーロッパ諸国とアメリカの間には大きな負担の格差がある。そして、社会保障を支える税源の1つとして、ヨーロッパ諸国には付加価値税があるが、その率は、ドイツ、フランスおよびスウェーデンで、それぞれ16%，19.6%および25%である。フランスではさらに、社会保障財源として1991年より「一般社会税」が導入されている。この税は、賃金以外にも年金や資産性収入を課税ベースに含み、7.5%の比例税率を課すものであるが、所得税収をすでに上回る収入をあげている。

このようにドイツ、フランスおよびスウェーデンいずれにおいても、もはや社会保障財源をこれ以上、賃金への課税である社会保険料には求められない状況となっている。社会保障改革においてこの点をもっとも強く指摘した報告書の1つは、ドイツのリュールップ報告である（リュールップ氏は、ダルムシュタット工科大学教授で報告書の取りまとめを行っている）。この報告書は、社

会保障財政が持続可能であるためにもっとも重要なことは、社会保障費用が増加しても、労働コストがそれにともなって上昇することがないようにすることであると明記している（German Ministry of Health and Social Security, 2003）。

実際ドイツでは、公的年金の財源を補完するものとして、1998年には付加価値税が15%から16%に引き上げられたり、1999年には環境税の一部が社会保障財源として投入されたりしている。フランスでは、国全体の税体系の観点から望ましいか否かは別としても、上に指摘したように所得税よりも課税ベースの広い一般社会税が導入され、社会保障費の増大が社会保険料の増大に結びつかないような工夫がなされている。しかし、付加価値税の水準からも明らかなように、税自身の負担も重く、社会保障改革は選択の幅のきわめて狭いなかで行わざるを得ない状況となっている。

そうしたなかの改革がスウェーデンの年金改革であったと思われる。1999年の改革のねらいは、拠出（保険料）と給付の関係が不明確であったそれまでの給付算定を改革し、賦課方式を続けながらも、被保険者にあたかも個人年金の積立を行っているように思わせ、公的年金の信頼を高めることであった。具体的には、改革前には就業期間中の15年間の最高給与を基に給付額を決定していたことを改め、被保険者である全期間の積立額に見合った確定拠出建ての給付とした（「みなし確定拠出建て年金」）。また、いわゆる一階の定額年金を廃止したことによる低所得者対策として、年金給付額が一定額に達するまで、税によって年金額の補填を行うこととした。

一方、18.5%に設定された保険料率のうち2.5%は民営化年金として、個人貯蓄勘定で運営することとした。年金財政全体としては、賦課方式年金の保険料率を16.5%に抑えて、給付が増大して、年金基金の資産額より負債額が大きくなったときは自動調整制度として、給付のスライド率を下げることとした（Petersson, 1998；Normann and Mitchell, 2000；National Social Insurance Board, 2002）。

このようにスウェーデンの改革は部分民営化である。しかし、民営化にともなう年金過去債務の返済をどう行っているのだろうか。答えは、16.5%もの高

い保険率で賦課方式を続けることによってである。改革によって、定額年金はなくなり、年金はすべて確定拠出年金となったといつても、じつはその利回りは「賃金上昇率」とされており、これは長期金利よりも低い。すでに第1節で検討したように、金利と賃金上昇率の格差がみなし確定拠出年金に対する実効税率となっているのである⁶。さらに、なんらかの理由で年金財政が厳しくなったときは自動的に給付がカットされることになったので、スウェーデンの年金財政は安定することになった。そして、2.5%の民营化年金を義務付けることによって、年金給付額を増やし、現役時代の給与と比べた所得代替率が下がらないようにしているのである。

ドイツ、フランスおよびスウェーデンの社会保障改革の議論を見てきた。すでに高い社会保険料をさらに上げることは不可能だというのが、議論の出発点にある。そうしたなかで、増える社会保障費を付加価値税をはじめとしたさまざまな税で賄う道がさぐられてきている。一方、年金では究極の財政安定化措置である、自動給付カットが導入され始めている。スウェーデンの改革は、高齢化した先進諸国の今後の年金改革を考えるうえで参考になるが、みなし確定拠出年金と称して、じつは年金過去債務の返済を行っていることはもっと明記されるべきである。民营化年金については、本来自由に選択するべきで、加入を強制させる必要はないが、賦課方式で不足する給付額を補填するねらいもあることから、これはやむを得ない措置であったと思われる。これはアメリカで議論されている個人貯蓄勘定も同様である。改革にあたっては、給付が確定給付年金と確定拠出年金両方から成り立っていても、改革前の年金受給額を保障することが、改革をスムーズに進めるうえで重要である。

3 ■日本の年金改革の実態と評価

(1) 2004年改革の実態

以上、第1節と第2節では、年金過去債務の返済の観点から賦課方式年金と年金民营化を検討し、先進各国の公的年金改革の比較を行った。ここでは、わ

が国のもっとも最近の改革である2004年年金改革を取り上げ、その実態の検討と評価を行う。以下の議論を先取りすれば、2004年改革は、賦課方式に基づくこれまでの制度の見直しを一切行わず、保険料率の上限を設定したうえに、保険料率の引上げと給付カットによって財政収支を合わせようとしたものである。その結果、将来世代の負担と給付の関係は、大幅な負担過多となり、実態がわかるにつれて世代間の合意形成が困難となる可能性がある。また、保険料率の引上げにより、医療、介護保険などを合計したわが国の社会保険料率は近い将来30%を超えることになり、この意味でも人々の理解を得ることが困難となることが考えられる。2004年改革は、現状の仕組みを維持しつつ、年金財政のつじつまだけを合わせた改革にすぎないとと思われる。

まず、2004年改革の概要から始める。この改革の公的説明書である厚生労働省の「年金再計算結果」(厚生労働省年金局数理課、2005)によると、今回の給付と負担の見直しの中心は、保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みである「保険料率水準固定方式」を導入したことである⁷。わかりやすく言えば、景気回復優先のなかで凍結されていた年金保険料率を2004年から毎年少しづつ引き上げ、2017年までに厚生年金では13.58%から18.3%に、国民年金では月額保険料を13,300円から16,900円とする。そして、2017年以降はこの率に据え置かれる。

一方、給付サイドでは、「マクロ経済スライド」という新しい年金額決定方式を導入し、現役労働者の手取り給料に対する年金額の割合（所得代替率）を今後ほぼ20年間かけて引き下げ、現在の59.3%から50%程度となるようにする。そのためには、年金給付額を賃金上昇率より引き下げる必要となるが、その方法が「マクロ経済スライド」である。すなわち、賃金上昇率から以下で定義されるスライド調整率を引くこととされた。

$$\begin{aligned} \text{スライド調整率} &= \text{公的年金の全被保険者数の減少の実績 (3年平均)} \\ &+ \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率 (0.3\%)} \end{aligned}$$

改革ではまた、基礎年金の国庫負担割合を3分の1から徐々に引き上げ、2009

年には2分の1とすることとしている。積立金に関しては、これまでの再計算が前提としていた「永久均衡方式」に代わって、再計算時に生まれた個人が死ぬまでのほぼ100年間で財政を均衡させる「有限均衡方式」が採用された。こねによって、2100年において公的年金は、その時点の支出額のほぼ1年分の積立額を持っていればよいこととされた。

このように、厚生年金であれば「18.3%」の保険料率を固定したうえで、財政均衡する給付額が決定された。この数字自身は「マクロ経済スライド」が終了したときに年金の所得代替率給付がほぼ50%となるように、保険料率が逆算されたのかもしれないが、新しい制度としては、将来の保険料が固定されたことがポイントである⁸。しかし、「マクロ経済スライド」など聞きなれない言葉にわずらわされずに、この改革の本質を考えれば、それはこれまでの改革とともに、給付カットと保険料率の引き上げの繰り返しであり、わが国の公的年金のあり方に対する基本的な見直しは一切なされていない。

したがって、賦課方式による年金過去債務の後代世代へのつけ回しは、続いたままである。それどころか、今後20年間にわたって給付がカットされ続け、その過程で2017年まで保険料率も引き上げられるので、後代世代の負担と給付との関係は悪化することは不可避である。図表5・2は、厚生労働省の推計をもとに、1935年生まれから2005年生まれまでの世代の年金給付額と保険料率の比率（生年別に見た、生涯年金給付額を同保険料額で割った値）を示したものである。

この推計にあたって、夫は20歳から40年間その時々の平均賃金で働き、妻は20歳からずっと第3号被保険者であり、夫の死後、5年間から6年間遺族年金を受け取ると仮定されている。したがって、厚生労働省の推計は平均的労働者にとってかなり恵まれた給付となっている。また、保険料負担は本人分だけであるとして、企業負担分は本人が負担しないという仮定に立っている。しかし、社会保険料の負担は一般的な労働者であれば、企業負担分は本人負担に転じ、全額本人負担となっていると考えるべきであろう。

そこで、以下では年金保険料を全額本人負担としたうえで、片稼ぎ夫婦の場

■図表5・2 生年別に見た年金給付額・保険料負担額比率（厚生年金）

生年	夫 婦（片稼ぎ世帯）			単身者	
	厚労省推計 (保険料半額負担)	保険料 全額負担	基礎年金 税負担控除	保険料 全額負担	基礎年金 税負担控除
1935	4.7	2.4	1.7	1.7	1.4
1945	2.6	1.3	0.9	0.9	0.8
1955	2.0	1.0	0.7	0.7	0.6
1965	1.9	1.0	0.7	0.7	0.6
1975	1.7	0.9	0.6	0.6	0.5
1985	1.6	0.8	0.6	0.6	0.5
1995	1.6	0.8	0.6	0.6	0.5
2005	1.6	0.8	0.6	0.6	0.5

(注1) 厚生労働省推計では、保険料負担額は本人分だけなので、企業負担分も本人に転嫁すると考え、ここでは「保険料全額負担」の右側のすべての欄で保険料負担額に企業負担も含むケースを考える。すなわち、厚生労働省の保険料負担額を2倍とした。

(注2) 基礎年金のうち2分の1は税負担であるとして、「基礎年金税負担控除」の欄ではこの税部分を年金給付額から除いた。

(注3) ここで単身者とは、厚生労働省推計と同じ労働者を考え、ただし単身分しか年金給付を受けないとした場合である。厚生労働省推計によれば単身者の年金額は、配偶者が第3号被保険者である場合の72%であることから、単身のケースの年金給付額を計算した（厚生労働省、2005、p.22）。

(注4) 現在価値を求めるための割引率は、運用利回りである。

(出所) 厚生労働省年金局数理課（2005）、第5-1-3表により筆者計算。

■図表5・3 被用者（サラリーマン）の社会保険料の見通し（2025年）

	2004年	2025年
年金（厚生年金）	13.58%	18.3%
医療 (政管健保と組合健保の平均値)	7.7	9.9
介護	1.0	1.9
雇用	1.4	1.6
社会保険料合計	23.7	31.7

(出所) 厚生労働省（2004）『社会保障の給付と負担の見通し－平成16年5月推計－』

合だけではなく、単身者の場合も示した。ただし、ここで単身者とは厚生労働省推計の夫に対応させた。さらに、基礎年金には国庫負担があるので、この分を基礎年金の2分の1として、給付額から引く場合も考えた。それは、労働者にとってはなんらかの形で払った税が年金給付の一部として還元されるだけなので、その部分は給付から控除されるべきであるからである。

図表5・2は、厚生労働省推計から始まっているが、上に述べたように、ここでは保険料を全額本人負担としたその次以降の欄を検討する。夫婦、「保険料全額負担」の欄から、2004年改革の給付カットと保険料引上げによって、今後年金を受け取る世代の給付と負担の関係が、急激に悪化することがわかる。夫が1935年生まれの世帯は、現在70歳であり、すでに年金を受給している世代である。この人々の受け取っている年金には、物価スライドが適用されるので、給付額は賃金スライドの場合と比べれば小さくなるが、すでに決定した年金が減額されるわけではないので、図表に示されているように、払った保険料の2.4倍の給付を受ける。しかし、1945年生まれの人々は、これから年金を受け取る世代であり、「マクロ経済スライド」が適用される。その結果、給付・保険料比率は、1.3へと激減する。まさに、2004年を境に別世界というべき給付のカットが行われる。それ以後の世代では、保険料の引上げも加わるので、給付・保険料比率はさらに下がり、1955年生まれ以降では、生涯にわたる年金保険料と給付は均衡か負担超過となる。夫婦の場合で、基礎年金の国庫負担分を除くと、1945年生まれの世代から年金は負担超過、すなわち、元本割れとなる。

以上は、夫婦の場合であるがこのうち夫だけを取り出す。この場合、妻が遺族年金から受け取る額が厚生労働省推計ではわからないので、この部分は夫に帰属せることにする。したがって、単身者の年金受取額に「妻の遺族年金」が水増しされたものとなるが、この場合には、夫婦、「基礎年金税負担控除」のケースと同じになる。それは、夫婦で受け取っていた基礎年金の半分が税負担となっていたためである。単身者でさらに、基礎年金の税分を引くと、給付額はさらに、生涯の保険料額の10%程度減ることになる。

このように2004年改革によって年金の負担は後代世代に先送りされるが、そ

の結果社会保険料も大きく増大する。図表5・3は、厚生労働省による被用者（サラリーマン）の社会保険料の見通しである。2004年において年金、医療、介護および雇用保険の社会保険料の合計は、23.7%であるが、2025年に向けて、年金で4.8%，医療保険で2.2%，介護保険と雇用保険で1.1%程度増加することによって、社会保険料合計は31.7%になると見込まれている。制度改革が遅れた場合、高齢化社会における医療、介護保険などの給付額が予想を超えて増え、社会保険料はさらに増加する可能性が高い。また、年金でも運用利回り、出生率、賃金などの動向次第では、最低でも50%とされた所得代替率を維持するために、一層の保険料の引上げが必要となるかもしれない。また、わが国の社会保障には、背後に膨大な公費負担があり、社会保険料だけでその負担をとらえることはできないが、そうした公費を前提としても、30%をはるかに超える社会保障の世界が現実のものとなってきている。

第2節で先進各国の社会保険料（アメリカでは、社会保障賃金税）を見てきたが、わが国の社会保険料率は、12.4%であるアメリカをはるかに超え、ヨーロッパ諸国に近くなってきていている。公的年金では、スウェーデンの保険料率は18.5%であり、そのうち2.5%は民営化保険となっている。今後わが国の方が、スウェーデンよりも高い社会保険をかかえることもありうる事態となってきているのである。

(2) さらなる改革

2004年年金改革のねらいと結果について検討し、将来世代の大幅な負担超過が発生すること、および社会保険料の増加にいまだ歯止めがきかない状態となっていることを指摘した。さらに一層の改革が必要とされている。本章の主張は、年金過去債務をどのようにして清算するかが年金改革の真の課題であり、そのためには、負担財源を将来世代の労働への課税である社会保険料以外に広く求めるべきであるということである。以下では、厚生年金を取り上げ、この観点から改革を考える。

2004年度末における厚生年金の過去債務とその返済計画は、厚生労働省推計

によれば次のとおりである（厚生労働省年金局数理課、2005、296ページ）。

$$\begin{aligned} 740 \text{兆円(過去債務額)} &= 170 \text{兆円(積立額)} + 150 \text{兆円(国庫負担)} \\ &\quad + 420 \text{兆円(後代世代による保険料負担)} \end{aligned}$$

この740兆円の過去債務額から、積立金を引いた570兆円の純債務は、国の税と後代世代の保険料（賃金課税）によって返済されることとされている。おそらくそのほとんどは消費税に依存すると思われる国庫負担と賃金税が、年金過去債務の返済財源として決めつけられているのである。その結果、上に見たように公的年金は、大幅な元本割れとなっている。年金の所得代替率だけに着目して、それが50%を割らなければいいのだというだけでは、国民は納得しないであろう。

厚生年金には、570兆円の過去純債務があることを国民に示し、その財源調達をさぐらなければならない。その1つが、高齢者自身の負担である。すでに受け取っている年金の受給額をカットすることは困難であっても、税の負担では同じ所得ならば、その他の人々、とくに被用者と同じ負担をするべきではない

■図表5・4 被用者と年金受給者の税と社会保険負担の比較（1997年）

所得階層 (1,000円)	所得種類別 個人タイプ	人数	区間平均 所得	平均負担率 (%)		
				所得税	住民税	所得税 住民税 社会保険
2,000 to 4,000	被用者	9,578	2,900	3.0	4.5	12.6
	年金受給者	3,274	2,765	0.8	1.3	5.6
4,000 to 6,000	被用者	6,753	4,829	3.5	5.4	13.6
	年金受給者	400	4,638	1.7	2.8	7.2

(注) 人数は、推計に使った『国民生活基礎調査（1998年度）』（厚生労働省）で利用した個票数である。

（出所）田近（2004）表4

いのか。ところが、公的年金などに対する所得税の控除が大きく、年金受給者の税負担が著しく軽くなっている。このことを示したのが、図表5・4である。

この図表は、被用者と年金受給者の税と社会保険負担を比較したものであるが、同額の所得でも、税と社会保障の負担は大きく異なっている。所得が200万円から400万円の階層では、被用者の所得税と住民税を合計すると7.5%であるが、年金受給者では2.1%である。社会保険をそれに加えると、被用者では負担割合は12.6%であるが、年金受給者では5.6%である。同じように、400万円から600万円の所得階層でも、被用者と年金受給者とでは、税、社会保障の負担に2倍近い違いがある。

賦課方式年金では、保険料と年金受給額の対応が薄く、保険料はむしろ税に近い。とすれば、年金過去債務の返済のために、年金を受給している高齢者にもきちんと課税すべきである。とくに日本では、過去過大な給付を行ってきたので、高齢者に同額の所得を稼いでいる他の人々と同等の税負担を求める必要性がある。

このほか税による年金過去債務の返済も正面から議論する必要性がある。これまでには、基礎年金の給付額の国庫負担ということで、限定的に税負担が考えられてきた。しかし、現在の問題は、年金過去債務の返済のために高くなっている社会保険料をどのようにして引き下げるかである。この点を明確にしつつ、社会保険料の肩代わりとして、年金過去債務清算のための税を考えることも可能である。

このように年金過去債務の返済のための財源を幅広くさがす一方、部分民営化を行い、後代世代の年金受給額を増やす工夫をするべきである。厚生労働省推計によれば、1%の保険料で68兆円の収入が上がることになるが、仮に3%の保険料を民営化年金とすれば、そこから上がる利回りで後代世代の年金給付は大幅に増大する⁹。この3%の保険料に相当する約200兆円をどのように調達するかの問題は残るが、わが国の公的年金改革の重要な課題として検討すべきである。

年金保険料率が将来20%近くにも達すると見込まれる国において、賦課方式

年金に民営化年金を一部であれ導入することは、将来世代を公的年金に加入させるためにどうしても行わなければならない改革の1つではないのか。スウェーデンの改革を取り上げた日本の年金の議論では、みなし拠出建て年金と、マクロバランスの部分ばかりが取り上げられているが、18.5%の保険料率のうち2.5%は民営化年金に割り当てられ、それが年金給付額を引き上げているという側面が軽視されている。民営化部分があってはじめて成立した改革であることにも、もっと注意を払うべきである。

■おわりに

本章は、まず公的年金の過去債務の清算に焦点を当てて、賦課方式年金の民営化を考え、民営化年金の経済に及ぼす効果について検討した。続いて、アメリカ、ドイツ、フランスおよびスウェーデンを取り上げ、ここでも年金過去債務の清算と社会保険料率引下げの観点から、各国の公的年金改革について述べた。以上の考察のうえに、日本の2004年年金改革を取り上げ、それが制度の見直しを一切することなく、給付カット、保険料引上げによって、財政のつじつまあわせに終始していることを指摘した。これまでの政府の長年にわたる年金収支計算の甘さから見て、その収支見通しがどれだけ信頼がおけるかという問題も残るが、今回の改正で明らかとなったことは、負担のつけがさらにいっそう後代世代に回され、大幅な負担超過、すなわち年金の大幅な元本割れが起きるということである。つけの結果は、社会保険料の増大となって、年金、医療などを合わせた社会保険料の合計は厚生労働省の推計でも2025年には30%を超えることになる。

こうした事態に対して本章は、公的年金の過去債務を直視することを主張した。厚生年金であれば、2004年度末に純額で570兆円に達するその額をどのように調達するかを国をあげて議論するべきである。賦課方式年金であれば、この債務は後代世代の保険料、すなわち後代世代の賃金への課税によって、見えない形で先送りする。しかし、負担の増加の先には、給付の増加どころか、給

付の削減が待ち構えているので、こうした負担のつけ回しを続けることは困難である。そこで、後代世代の賃金税に代わって、年齢を問わない平等な課税や年金過去債務清算のための特別税の必要性について述べた。また、後代世代の年金給付額を引き上げるために、公的年金の部分民営化を行い、市場利回りによる積立の道を開くべきであることを指摘した。

最後に年金民営化について、厚生労働省が繰り返して指摘する「二重の負担」について述べ、本章を締めくくることとした。厚生労働省は、年金を民営化すれば、過去債務の返済のためと民営化後に必要となる保険料の二重の負担が生じること、その負担を保険料で払おうとすると膨大になること、また、厚生年金の過去債務をサラリーマン以外の人に払わすことに賛同を得るのは困難であることを指摘している¹⁰。しかし、本章で何度も指摘したように、年金過去債務の返済を後代世代の保険料（賃金課税）に限定する必要はない。また、厚生年金の債務はサラリーマンだけで払えというのも、おかしな話である。それならば、これまで国民年金に対して厚生年金が行ってきた補助金も取り戻さなくてはならない。今われわれに差し迫った問題は、社会保険料が30%を超えようとしていることと、その背後で年金過去債務が大きな負担となっていることである。そうした国民全体を巻き込んだ問題の前に、年金の窓からしか世の中を見ない議論をするべきではない。年金過去債務をどのようにして返済するかは、まだ生まれてこない世代を含めて、日本の行方を左右する重大な問題であるという認識で改革に取り組まなくてはならない。

—注—

1 本章の執筆に当たり、本研究会メンバーや麻生良文氏（慶應義塾大学）から貴重なコメントをいただいた。とくに麻生氏からは年金改革の根本に関わる課題の指摘を頂いた。深く謝意を表したい。

2 年金民営化による厚生改善の可能性については、Feldstein Martin (1995), Breyer Friedrich and Martin Straub (1993) などがある。またわが国では、麻生(2005)が公的年金の過去債務の負担を年金改革の根幹問題であるとし、2004年の日本の年金改革を詳細に論じている。

3 Diamond and Orszag (2003), p.2 から引用。

4 年金民営化不要論は、Aaron (2003) が展開している。老後の基礎的な生活保障である公的年金は、利回りの変動リスクのある民間保険に委ねるべきではないというが、その主張の重要な根拠の1つである。同様な議論は、Stiglitz (2005) でもなされている。

5 これに対して、第2案の「個人勘定」は、強制的に課せられる追加的な賃金税から個人勘定を作る。その意味では、個人貯蓄勘定と同一であるが、賦課方式年金自体は給付と賃金税の見直しで維持することを前提としている。いわば、現状維持派と部分民営化のさらに中間的な考えに立っている。この案の支持者の意見としてGramlich (1998) がある。

6 スウェーデンの年金改革を論じた論文において、ダイアモンドはみなし確定拠出年金と民営化年金の利回りの格差について論じ、年金過去債務の返済を明確にするために、みなし確定拠出建て年金だけに負担させるのではなく、民営化年金にも負担させるべきではないかと指摘している (Diamond, 2000)。

7 今回改正のねらいについては、厚生労働省年金局数理課 (2005, p.94) に記されている。

8 厚生年金の保険料率の見通しと人口推計の関連については、麻生 (2005) が検討を行っているが、人口推計や出生率次第では、再び、保険料率の引上げがなされる可能性は高いと指摘している。

9 厚生労働省推計では、13.58%の保険料率で、920兆円の収入が上がることとされている。したがって、1%では68兆円の収入となる。厚生労働省 (2005, p.296)。

10 厚生労働省による年金民営化に関するこうした指摘は、厚生省年金局数理課 (2000, pp.238-239) および厚生労働省年金局数理課 (2005, pp.299-303) でなされている。

—参考文献—

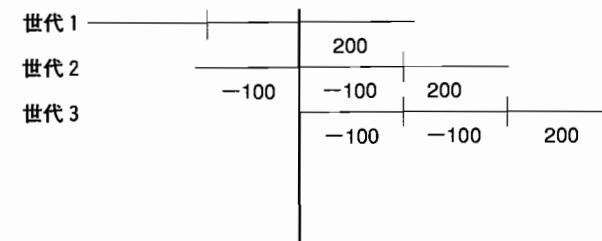
- Aaron, Henry J. (2003) "Privatizing Social Security: A Bad Idea Whose Time Will Never Come," *The Brookings Review*, 21, 16-23.
- Advisory Council on Social Security (1997) *Report of the 1994-1996 Advisory Council on Social Security*.
- Breyer, Friedrich and Martin Straub (1993) "Welfare effects of unfunded pension systems when labor supply is endogenous," *Journal of Public Economics*, 50:77-91.
- Diamond, Peter A. and Peter R. Orszag (2003) "Reforming Social Security: A Balanced Plan," *The Brookings Policy Review*, #126, December.
- Diamond, Peter A. (2002) *Social Security Reform*, The Lindahl Lectures, Oxford University Press.
- Diamond, Peter (2000) "Social Security Reform, with a focus on Sweden (mimeo)" Feldstein, Martin (2005) "Rethinking Social Security," アメリカ経済学会会長講演。
- Feldstein, Martin (2004) "Private Investment of Social Security: The \$10 Trillion Opportunity," in Michael D. Turner ed., *Social Security and Its Discontents: Perspectives on Choice*, Cato Institute, Chapter 5, pp 81-88.
- Feldstein Martin (1995) "Would Privatizing Social Security Raise Economic Welfare?" NBER WP 5281.
- Friedman, Milton (2004) "Speaking the Truth about Social Security Reform," in Michael D. Turner ed., *Social Security and Its Discontents: Perspectives on Choice*, Cato Institute, Chapter 14, pp 309-312.
- Gramlich, Edward M. (1998) *Is It Time to Reform Social Security?* University of Michigan Press.
- Gramlich, Edward M. (1998) "Mending But Not Ending Social Security: The Individual Accounts Plan," *Review, March/April*, 7-10, Federal Reserve Bank of St. Louis.
- German Ministry of Health and Social Security (2003) *Achieving Financial Sustainability For The Social Security Systems*.
- Kotlikoff, Laurence J. (1997) "Privatizing Social Security: It's High Time To Privatize", *The Brookings Review*, 15:3, 16-23.
- Michael Turner (2004) "The 6.2 Percent Solution: A Plan for Reforming Social Security," in Michael D. Turner ed., *Social Security and Its Discontents: Perspectives on Choice*, Chapter 13, pp. 281-308, Cato Institute.
- National Social Insurance Board (2002) *The Swedish Pension System Annual Report, 2002*.
- Normann, Gorann and Daniel J. Mitchell (2000) "Pension Reform in Sweden: Lessons for American Policymakers," The Heritage Foundation Backgrounder, June, No. 1381.
- Petersson, Mats (1998) "Reforming Social Security in Sweden," Institute for International Economic Studies, Reprint Series No. 583.
- President's Commission (2001) *Strengthening Social Security And Creating Personal Wealth For All Americans*.
- Schieber, Sylvester J. (1997) "Your Retirement, Your Social Security," The Wall Street Journal, January 8.
- Stiglitz, Joseph (2005) "Securing Social Security for the Future," *The Economists' Voice*, 2:1, Article 5, 1-6.
- 麻生良文 (2005) 「年金財政の現状と問題点」財政経済協会報告書。
- 厚生省年金局数理課 (2000) 『厚生年金・国民年金数理レポート (1999年財政再計算レポート)』法研。

厚生労働省年金局数理課（2005）『厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果』。
 税制調査会（2004）『海外調査報告書（平成16年8月29日～9月5日），北欧，欧州』。
 田近栄治（2004）「日本が今なすべき税制改革とは何か—所得税課税ベースと地方法人課税を中心として—」『税経通信』第59巻第1号，pp.27-37。
 三石博之（2005）「社会保障年金」改革のポイントと展望」ジェトロニューヨーク・センター。

【補注】

ここでは、賦課方式の民営化を第1節の2期モデルから、3期モデル（保険料を2期間払い、1期間給付を受ける）に拡張する。結果は、2期モデルのときと同様であり、民営化による利得と年金過去債務額は等しくなる。

- ・世代人口は一定。
- ・若年期に100の保険料、高齢期に200の給付。



【会計上の利得計算】

$$\text{年金債務の現在価値} = 200 + \left(\frac{200}{1+r} - 100 \right)$$

将来世代の純税負担額の現在価値 =

$$\begin{aligned} & \left(100 + \frac{100}{1+r} - \frac{200}{(1+r)^2} \right) + \frac{1}{1+r} \left(100 + \frac{100}{1+r} - \frac{200}{(1+r)^2} \right) \\ & + \frac{1}{(1+r)^2} \left(100 + \frac{100}{1+r} - \frac{200}{(1+r)^2} \right) + \end{aligned}$$

将来世代の純税負担額の現在価値 - 年金債務の現在価値 =

$$-200 \left(1 + \frac{1}{1+r} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots \right) + 200 \left(1 + \frac{1}{1+r} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots \right) = 0$$

したがって、人生を2期間から3期間に拡張しても賦課方式の問題の本質は変わらない。